六　特別会計に関する法律施行令の一部改正（第二五条関係）

1　原子力安全規制対策に係る措置を追加するとともに、これに伴う所要の改正を行うこととした。

2　原子力安全規制対策の新設に伴い、エネルギー対策特別会計の所管大臣の所掌区分等について所要の改正を行うこととした。

七　内閣府本府組織令の一部改正（第二二条関係）

大臣官房及び大臣官房企画調整課の所掌事務に原子力災害に対する対策に関すること等を追加することとした。

八　文部科学省組織令の一部改正（第二四条関係）

1　科学技術・学術政策局及び同局原子力安全課の所掌事務から、原子力規制委員会設置法により文部科学省の所掌事務から削除されたものを削除することとした。

2　原子力安全課の課名を「放射線対策課」に改めることとした。

九　経済産業省組織令の一部改正（第三五条関係）

1　商務情報政策局の所掌事務に、原子力安全・保安院が行っていた産業保安に関する事務を追加することとした。

2　産業保安に関する事務を商務情報政策局に担わせるため、商務情報政策局に保安課、電力安全課及び鉱山・火薬類監理官を置くこととした。

3　産業保安監督部等に係る所要の規定の整備を行うこととした。

4　原子力安全・保安院に関する規定を削除することとした。

一〇　国土交通省組織令の一部改正（第四〇条関係）

海事局並びに同局安全基準課、検査測度課及び海技課並びに港湾局及び同局技術企画課の所掌事務から、原子力規制委員会設置法により国土交通省の所掌事務から削除されたものを削除することとした。

一一　環境省組織令の一部改正関係（第四一条関係）

1　大臣官房会計課の所掌事務にエネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定の経理に関すること等を追加することとした。

2　大臣官房廃棄物・リサイクル対策部の所掌事務に、原子炉の運転等に起因する事故により放出された放射性物質により汚染された廃棄物に関することを追加することとした。

3　水・大気環境局の所掌事務に、原子炉の運転等に起因する事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）を追加することとした。

4　総合環境政策局環境保健部に、命を受けて、公害に係る健康被害の補償及び予防に関する事務のうち重要事項に係るものをつかさどる参事官一人を置くこととした。

一二　この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二四年九月一九日）から施行することとした。

◇**死因究明等の推進に関する法律の施行期日を定める政令**（政令第二三六号）（内閣府本府）

死因究明等の推進に関する法律（平成二四年法律第三三号）の施行期日を平成二四年九月二一日とすることとした。

◇**死因究明等推進会議令**（政令第二三七号）（内閣府本府）

1　死因究明等推進会議（以下「会議」という。）に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができることとした。（第一条関係）

2　会議の事務局に、参事官二人を置くほか、会議の事務局の内部組織の細目は、内閣府令で定めることとした。（第二条及び第三条関係）

3　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定めることとした。（第四条関係）

4　この政令は、死因究明等の推進に関する法律の施行の日（平成二四年九月二一日）から施行することとした。

法　律

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年九月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第九十一号

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（平成二十年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「五年」を「十年」に改める。

第七条第一項中「十年」を「二十年」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年九月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第九十二号

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法

（目的）

第一条　この法律は、子育てと就業との両立が困難であること、就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなかったこと等の母子家庭の母が置かれている特別の事情並びに子育てと就業との両立が困難であること等の父子家庭の父が置かれている特別の事情に鑑み、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別の措置を講じ、もって母子家庭及び父子家庭の福祉を図ることを目的とする。

（母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実）

第二条　厚生労働大臣は、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十一条第一項に規定する基本方針（以下この条において「基本方針」という。）において、同条第二項各号に掲げる事項のほか、父子家庭の父の就業の支援に関する事項を併せて定めるものとする。

2　厚生労働大臣は、基本方針について、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業に関する状況を踏まえ、その安定した就業を確保するための支援に特別の配慮がなされたものとしなければならない。